

## 例 言

1 この「業態別規模別適用状況調」は、厚生年金保険の適用状況を把握し、厚生年金保険制度の運営及び改善のための基礎資料として利用することを目的として、各年9月1日現在の日本年金機構における厚生年金保険の適用事業所について、業態別・規模別の適用状況を調査したものである。

なお、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る適用の情報は含まない。

2 本調査における厚生年金保険の数値は、船舶及び船員たる被保険者を除いた値である。

### 3 用語の解説

#### [短時間労働者]

1 週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 所定内賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が51人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が50人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

※ 令和4年9月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ501人以上、500人以下となっており、①～④の要件に加え、「雇用期間が1年以上見込まれること」の要件を満たす者としている。

※ 令和4年10月以降令和6年9月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ101人以上、100人以下となっている。

#### [賞与支給事業所数]

9月1日現在の適用事業所のうち、前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった事業所数。

#### [賞与支給延被保険者数]

9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに標準賞与額の決定があった被保険者の延数。

[標準賞与額の1回当たりの平均]

9月1日現在の適用事業所において前年9月から当年8月までに決定された標準賞与額の総額を、賞与支給延被保険者数で除した値。

※ 短時間労働者に係る標準賞与額は、当年9月1日時点で短時間労働者であった者について、前年9月から当年8月において短時間労働者の期間に支給された標準賞与額をいう。

4 事業所の業態は、「日本標準産業分類」に基づき定めている「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」を使用している。業態分類標準と日本標準産業分類との比較対照表を巻末の別表に掲げたので、参照されたい。

5 事業所の規模は、事業所に使用されている被保険者（短時間労働者を含む）の数による。

6 短時間労働者に係る事業所数としては、次のいずれかに該当する適用事業所を計上している。

①国、地方公共団体又は同一事業主の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除く）の総数が常時51人以上（令和4年9月以前は501人以上、令和4年10月以降令和6年9月以前は101人以上）であること

②被保険者数が50人以下（令和4年9月以前は500人以下、令和4年10月以降令和6年9月以前は100人以下）の事業所のうち、社会保険に加入することについて労使で合意がなされていること

したがって、統計表に計上されている事業所の中には短時間労働者のいない事業所もある。

7 企業とは、法人番号を届け出た事業所においては同一の法人番号を持つ事業所を1の組織とみなしたものとし、法人番号を届け出していない事業所においてはそれぞれの事業所を1の組織とみなしたものとする。

8 企業の業態は、当該企業に属する事業所の業態について、業態ごとに被保険者数（短時間労働者を含まない）を合算したうち最大のものによる。ただし、最大のものが複数ある場合は、その中で「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」における分類番号（個人設立の分類番号は法人設立のものに置き替える。）が最も小さいものとする。

9 企業の規模は、企業に使用されている被保険者のうち短時間労働者を除いたものの数による。

10 短時間労働者に係る企業数としては、6において計上の対象となる適用事業所を有する企業について計上している。

11 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）

「－」は計数のないもの

「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの

「＊」は人数が少ないため、個人情報保護の観点から掲載していないもの

## 日本標準産業分類と健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準との比較対照表

※ 健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準の欄における小分類の（ ）外は法人設立による分類番号を、（ ）内は個人設立による分類番号を示す。

日本標準産業分類		健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準	
大分類	中分類	大分類	小分類
A. 農業、林業	01 農業	農林水産業	01 (51) 農林水産業
	02 林業		
B. 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）		
	04 水産養殖業		
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	02 (52) 鉱業・採石業・砂利採取業
D. 建設業	06 総合工事業	建設業	03 (53) 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）		04 (54) 職別工事業
	08 設備工事業		05 (55) 設備工事業
E. 製造業	09 食料品製造業	製造業	06 (56) 食料品・たばこ製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		
	11 繊維工業		07 (57) 繊維製品製造業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）		08 (58) 木製品・家具等製造業
	13 家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		09 (59) 紙製品製造業
	15 印刷・同関連業		10 (60) 印刷・同関連業
	16 化学工業		11 (61) 化学工業・同類似業
	17 石油製品・石炭製品製造業		
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		
	19 ゴム製品製造業		
	21 窯業・土石製品製造業		
	22 鉄鋼業		12 (62) 金属工業
	23 非鉄金属製造業		
	24 金属製品製造業		
	25 はん用機械器具製造業		13 (63) 機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業		
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	29 電気機械器具製造業		
30 情報通信機械器具製造業			
31 輸送用機械器具製造業			
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	14 (64) その他の製造業		
32 その他の製造業			

日本標準産業分類		健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準	
大分類	中分類	大分類	小分類
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	15 (65) 電気・ガス・熱供給・水道業
G. 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	情報通信業	16 (66) 情報通信業
H. 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）	運輸業、郵便業	17 (67) 道路貨物運送業 18 (68) その他の運輸業
I. 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 58 飲食料品小売業 61 無店舗小売業	卸売・小売業	19 (69) 卸売業 20 (70) 飲食料品以外の小売業 21 (71) 飲食料品小売業 22 (72) 無店舗小売業
J. 金融業、保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	金融・保険業	23 (73) 金融・保険業

日本標準産業分類		健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準	
大分類	中分類	大分類	小分類
K. 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	不動産業、物品賃貸業	24 (74) 不動産業
	69 不動産賃貸業・管理業		25 (75) 物品賃貸業
	70 物品賃貸業		
L. 学術研究、 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関	学術研究、 専門・技術サービス業	26 (76) 学術研究機関
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）		27 (77) 専門・技術サービス業
	73 広告業		43 (93) 有資格者が法律会計関係業務を行う事業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）		
M. 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	飲食店・宿泊業	28 (78) 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業		29 (79) 宿泊業
	75 宿泊業		
N. 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	生活関連サービス業、 娯楽業	30 (80) 対個人サービス業
	79 その他の生活関連サービス業		31 (81) 娯楽業
	80 娯楽業		
O. 教育、学習支援業	81 学校教育	教育・学習支援業	32 (82) 教育・学習支援業
	82 その他の教育、学習支援業		
P. 医療、福祉	83 医療業	医療・福祉	33 (83) 医療業・保健衛生
	84 保健衛生		34 (84) 社会保険・社会福祉・介護事業
	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
Q. 複合サービス事業	86 郵便局	複合サービス事業	35 (85) 複合サービス業
	87 協同組合（他に分類されないもの）		
R. サービス業 （他に分類されないもの）	91 職業紹介・労働者派遣業	サービス業	36 (86) 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業		37 (87) その他の対事業所サービス業
	89 自動車整備業		38 (88) 修理業
	90 機械等修理業（別掲を除く）		39 (89) 廃棄物処理業
	88 廃棄物処理業		
	93 政治・経済・文化団体		40 (90) 政治・経済・文化団体
	94 宗教		41 (91) その他のサービス業
	95 その他のサービス業		
	96 外国公務		
S. 公務 （他に分類されるものを除く）	97 国家公務	公務	42 公務
	98 地方公務		
T. 分類不能の産業	99 分類不能の産業		

\*左欄2列は総務省「日本標準産業分類」（令和5年7月告示）による。